

会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 令和2年9月8日(火) 開会 午前 9時00分

閉会 午前 9時51分

出席者 委 員 委員長 氏 家 晃

浅野 貴之 小平 啓佑 川上 均

古沢 ちい子 内海 まさかず 千葉 正弘

議長 小堀 良江

傍聴者 森戸 雅孝 大谷 好一 坂東 一敏

青木 一男 小久保 かおる 針谷 育造

入野 登志子 白石 幹男 福富 善明

広瀬 義明 関口 孫一郎 針谷 正夫

大阿久 岩人 梅澤 米満 福田 裕司

中島 克訓

事務局職員 事務局長 神 永和 俊 議事課長 佐山 美枝

副主幹 岩崎 和隆 主 査 岩川 成生

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

生活環境部長	橘	唯	弘
保健福祉部長 (新型コロナウイルス感染症 対策室長事務取扱)	藤田	正	人
子ども未来部長	高橋	礼	子
市民生活課長	毛塚	加	奈子
保険医療課長	島田	林	治
環境課長	福田	欽	也
環境課主幹	伏木	広	安
福祉総務課長	首長	正	博
生活福祉課長	高橋	宏	樹
子育て支援課長	大豆生田	雅	志
子育て支援課主幹	神長	利	之
保育課長	渡辺	健	一

令和2年第6回栃木市議会定例会
民生常任委員会議事日程

令和2年9月8日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第61号 栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第57号 令和2年度栃木市一般会計補正予算（第6号）（所管関係部分）
- 日程第3 議案第58号 令和2年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（氏家 晃君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（氏家 晃君） 当常任委員会に付託されました案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（氏家 晃君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第61号 栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

大豆生田子育て支援課長。

○子育て支援課長（大豆生田雅志君） おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第61号 栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書は22ページから23ページ、議案説明書は42ページから45ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、議案説明書の42ページを御覧願ひます。

提案理由であります。児童福祉法の一部改正により放課後児童健全育成事業に関する従うべき基準が参酌すべき基準となったことを踏まえ、引き続き県の研修修了予定の者を資格要件に含めるため、栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

改正の概要につきましては、職員、これは学童保育支援員のこととなります、に関する経過措置を改めることとあります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきますので、44ページ、45ペ

ージを御覧ください。44ページの現行欄、職員に関する経過措置ですが、条例第10条第3項では学童保育支援員の資格要件について、県の研修修了者となっております。この規定の適用について、平成32年3月31日までは研修修了予定者も修了者とみなすことができるという、いわゆるみなし規定であります。この適用期間について、45ページの改正案のとおり令和5年3月31日まで延長するというものでございます。

補足としまして、国からはこのみなし規定により運営した場合でも、令和5年3月31日までは国の交付金の対象になることが示されておりますことを加えさせていただきます。

次に、議案書についてご説明させていただきますので、議案書の22ページを御覧ください。こちらは、条例の制定文になります。

次の23ページ、改め文の内容は新旧対照表でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

下段の附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は令和2年4月1日から適用するというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法をお願いいたします。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 議案説明書のほうで、42ページに従うべき基準が参酌すべき基準になったということで、ある意味緩和されたのかなと思うのですけれども、この基準というのはどういふふうに変ったのですか。

○委員長（氏家 晃君） 大豆生田子育て支援課長。

○子育て支援課長（大豆生田雅志君） 放課後児童クラブ、学童保育、こちらの基準につきましては、国のほうで従うべき基準と参酌すべき基準と2種類制定してございまして、このうち従うべき基準、絶対守らなければいけないというものは、人員の配置数、人数です。それと、資格要件と、この2点ほどございます。このうち人員配置については、参酌になりましたが、従来の従うべき基準から栃木市は改正しないということで、そのままになります。資格要件につきましては、従来このみなし規定というのがございまして、これは従うべき基準であっても参酌できたところなのですが、参酌といいますか、運用でみなし規定を適用していたところでございますが、そのみなし規定が国が参酌すべき基準になったことによって、みなし規定を国は決めなくなりましたので、それは市町村の判断でということになりました。それなので、栃木市としては従来どおりこのみなし規定を適用したいということでございます。

○委員長（氏家 晃君） ほかにございますか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 修了した者と修了予定の方ということになると思うのですけれども、給与の差額とかというのはあるのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 大豆生田子育て支援課長。

○子育て支援課長（大豆生田雅志君） こちらは、昨年度から引き続き任用した方につきましては、修了予定の方も従来資格取得、当然みなし規定で適用できていましたので、資格取得の基準、取得者と同じ給与を出しておりましたが、一応今年度と来年度の2か年の間に必ず研修を受講して資格をお取りくださいということになってございます。ただし、今年度コロナウイルス等の関係で例年年間6回ほど研修が行われていたものが、今年度は3回しか開かれず、なおかつ人数を定員を超えて受け入れていただいていたものが定員厳守ということになりまして、先ほど宇都宮市で行われた研修会も申込みしたのですが、1名以外はお断りと、定員オーバーということで断られているということで、今年と来年での資格取得は非常に困難になってしまいました。そういったことも踏まえまして延長するというところでございます。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） 参考までにお聞きしたいのですけれども、おおむねの給与水準といたしますか、それは分かりますか。

○委員長（氏家 晃君） 大豆生田子育て支援課長。

○子育て支援課長（大豆生田雅志君） すみません。時給単価があるのですけれども、資格のない方ですと900円台で、資格ある方が1,100円程度なのですが、今手元に正確な数字がございませんので、これは後ほどご報告させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） では、後ほどということで。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから議案第61号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、委員の方は少しお待ちをお願いします。

〔執行部退席〕

◎議案第57号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） それでは、次に日程第2、議案第57号 令和2年度栃木市一般会計補正予算（第6号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額につきましては読み上げを省略していただいて結構です。

首長福祉総務課長。

○福祉総務課長（首長正博君） ただいまご上程いただきました議案第57号 令和2年度栃木市一般会計補正予算（第6号）の所管関係部分につきましてご説明いたします。

まず、歳出についてご説明いたしますので、補正予算書の30、31ページをお開き願います。2款1項15目諸費、補正額14億5,560万円の増額であります。

説明欄2行目、国県支出金返還金（子育て支援課）につきましては、令和元年度母子家庭等対策総合支援事業費補助金、児童扶養手当給付費負担金、児童入所施設措置費等負担金の交付額確定に伴い、超過交付分返還のため増額補正したいというものであります。

次の国県支出金返還金（保育課）につきましては、平成29年度及び平成30年度の第3子保育料免除事業費補助金の交付額確定に伴い、超過交付分返還のため増額補正したいというものであります。

少し飛んで38、39ページをお開き願います。3款1項1目社会福祉総務費は、補正額867万2,000円の増額であります。

説明欄、民生委員・児童委員活動費につきましては、コロナ禍における民生委員・児童委員の活動に係る費用弁償費を上乗せするため増額したいというものであります。

次の地域福祉基金積立金につきましては、北部健康福祉センター整備事業費の継続費精算に伴い、繰出金の余剰分を積み立てるため、地域福祉基金積立金を増額したいというものであります。

40、41ページをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費は、補正額4,962万9,000円の増額であります。

説明欄、職員人件費につきましては、定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数や役職等に変更が生じたことに伴う職員手当の不足分を増額したいというものであります。

次の児童福祉施設等感染症対策補助事業費（新型インフルエンザ等）（子育て支援課）につきましては、新たに創設された交付金を受け、学童保育施設、地域子育て支援センター、児童館における新型コロナウイルス感染拡大防止を図る事業に対する補助であり、その主なものは民設民営施設における備品等購入補助であります。

次の子ども家庭総合支援拠点事業費につきましては、令和3年度開設予定の子ども家庭総合支援拠点の整備に伴う費用として増額補正したいというものであります。

次の民間保育所整備補助金につきましては、令和元年度から実施しているひかり保育園の増改築補助金の令和2年度基準額の単価が増額となったことから、補助金を増額したいというものであります。

次の児童福祉施設等感染症対策補助事業費（新型インフルエンザ等）（保育課）につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために公立保育園等に設置する備品を一括購入する費用及び民間保育園が購入した備品や消耗品等に対して新設された令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、交付する補助金であります。

42、43ページをお開きください。3款3項1目生活保護総務費は、補正額1,194万6,000円の増額であります。

説明欄、生活保護運営対策事業費につきましては、令和3年度から施行される生活保護受給者に早期受診の勧奨と健康管理に対する支援を行う被保護者健康管理支援事業を実施するに当たり、本年12月中にレセプト資料の分析やデータ化を行い、医療扶助費の現状と課題の把握を行う必要が生じたため、医療扶助分析業務委託料等を補正したいというものであります。

次の生活困窮者自立支援事業費につきましては、離職等により経済的に困窮し、住居を失うおそれのある方に対して家賃相当分を支援する住居確保給付金において、新型コロナウイルス感染拡大の影響により給付要件が拡充されたことで申請が急増しており、5月補正で増額したものの、今後さらに申請件数が増加することが見込まれるため増額したいというものであります。

44、45ページをお開きください。4款1項2目予防費は、補正額1億1,249万8,000円の増額であります。

説明欄、新型コロナウイルス感染症対策基金積立金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のために設置した新型コロナウイルス感染症対策基金に積立てを行うため増額したいというものであります。なお、財源につきましてはふるさと納税及び6月議会で可決された議員報酬等の削減分を充当予定であります。

46、47ページをお開きください。4款2項2目塵芥処理費は、補正額5,886万3,000円の増額であります。

説明欄、栃木クリーンプラザ管理運営委託事業費につきましては、焼却残渣を熔融しエコスラグを生産していますが、需要が減少しストック場への保管が困難となり、エコスラグの生産を一時的に休止する必要が生じたことに伴い、最終処分する焼却残渣量が当初見込みより増加するため、最終処分委託料を増額したいというものであります。

以上で歳出の所管関係部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（氏家 晃君） 続きまして、毛塚市民生活課長。

○市民生活課長（毛塚加奈子君） よろしくお願ひいたします。

続きまして、歳入の所管関係部分についてご説明をいたしますので、恐れ入りますが、補正予算書20ページ、21ページをお開きください。15款1項1目民生費国庫負担金であります。4節生活困窮者自立相談事業費等負担金の説明欄、生活困窮者自立相談事業費等負担金につきましては、住居確保給付金の給付要件の拡充に伴う国庫負担金及び令和3年度から施行される被保護者健康管理支援事業の実施に伴う医療扶助分析業務委託料に対する国庫負担金を増額補正するものであります。

次に、2項2目民生費国庫補助金であります。2節児童福祉費補助金の説明欄、保育所等整備交付金につきましては、民間保育所整備補助金の増額に伴い国庫補助を増額補正するものであります。

次に、3節生活保護費補助金の説明欄、生活困窮者就労準備支援事業費補助金につきましては、制度改正に伴う生活保護システムの改修に係る国庫補助金を増額補正するものであります。

続きまして、22、23ページをお開きください。16款2項2目民生費県補助金であります。2節児童福祉費補助金の説明欄、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（子育て支援課）につきましては、令和2年度に新たに創設された交付金であり、学童保育施設、地域子育て支援センター、児童館における新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業に対する県補助金を増額補正するものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（保育課）につきましては、保育施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る事業に対する県補助金を増額補正するものであります。

続きまして、債務負担行為補正（追加）の所管関係部分についてご説明をいたしますので、補正予算書6ページをお開きください。表の上から6事項目、衛生センター管理運営委託事業については、現在実施しています第2期の衛生センター包括的業務委託事業が令和2年度で終了いたしますので、令和3年度からの第3期を円滑に実施するため、本年度中に入札により受託者を選定する必要があることから、債務負担行為を追加するものであります。

以上をもちまして令和2年度一般会計第6次補正予算の所管部分の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（氏家 晃君） 大豆生田子育て支援課長。

○子育て支援課長（大豆生田雅志君） すみません。先ほどの川上委員からの学童保育支援員の給与についてご説明させていただければと思います。

資格ありの方が1年目が1,032円、今年度から会計年度任用職員になりまして、経験年数で3段階の給与がございまして、1,032円から1,120円、3年間かけて上がっていくという形になります。資格がない方につきましては924円から980円ということになってございまして、よろしくお願ひいたします。

○委員長（氏家 晃君） それでは、以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法によりページ数もお知らせを願います。

古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 39ページお願いいたします。一番上の民生委員・児童委員活動費の増額なのですけれども、コロナの影響で費用弁償が増額したということなのですけれども、もうちょっと詳しく教えていただければと思います。

○委員長（氏家 晃君） 首長福祉総務課長。

○福祉総務課長（首長正博君） 民生委員さんあるいは児童委員さんにつきましては、活動費ということで本来であれば交通費等の相当部分のところというのがここに計上されております。ただ、コロナになりまして例えば郵送で連絡を取るとか、電話で連絡を取るとか、そういう対面ではない対応方法が増えてまいりましたので、その分も勘案いたしまして、市とすると僅かではありますけれども、増額をさせていただきたいというような、そんな形のものでございます。

○委員長（氏家 晃君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 了解いたしました。

そうしましたら、ほぼ全員の方がそういう形で活動しているということの了解でよろしいでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 首長福祉総務課長。

○福祉総務課長（首長正博君） 栃木市につきましては、民生委員が今394名おりますけれども、全員が民生委員の中で活動の基本的な指針というものを定めまして、その指針の中でどうしても必要なケースについては直接対面で対応をする。それ以外のケースについてはインターホン越し、あるいは電話、それらの連絡で対応するというところで統一した対応を取っております。

○委員長（氏家 晃君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 地域の中では民生委員さんのお声かけというのは大変貴重なものだと思いますので、またこれからもさらに指導をよろしくお願ひしたいと思えます。

○委員長（氏家 晃君） 要望でよろしいですか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 41ページで、児童福祉施設の感染症補助ということで2つありますけれども、民設民営の施設と公設の施設に補助をするということなのですけれども、これって結構今まで何回か補正でやってきた覚えがあるのですけれども、まだまだ必要な感じなのですか。

○委員長（氏家 晃君） 大豆生田子育て支援課長。

○子育て支援課長（大豆生田雅志君） 第1回目が昨年度の3月議会で1施設当たり50万円という国の補助がございました。今年度6月議会ではその50万円で使い切れなかった残りの分を補正させていただいたと、国の追加です。さらに、今回は新たに50万円の補助が出るということで、昨年度分と合わせまして合計年間100万円ほど国から補助が出ますということになります。なお、補助率が10分の10でございますので、これは国の費用でということになりますが、使い道というか、使途が決まっておりますので、それは必要に応じてということになりますので、全ての施設が100万円使うということではないかというふうに考えてございます。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） これは、歳入のほうの23ページで県の支出金だということになっているのですけれども、私がやっていて、予算をつけていて思ったのは、子供に関してはすごくつけたなというお声があって、次に高齢に関してもつけたなというのがあって、障がいに関してはつけた覚えがないのです。そういう同じ福祉の中でやっていくというものに関して、ちょっとどうなのかなと思ったのですけれども、この予算の子供が、もう3月にもあって、6月にもあって、9月にもやるのですけれども、このつけ方というのが市から言えば国からお金が下りてくるというものなのか、それとも国がこれをしなさいよというふうに言ったものなのか、どちらなのでしょう。

○委員長（氏家 晃君） 大豆生田子育て支援課長。

○子育て支援課長（大豆生田雅志君） 国から案を示されまして、それについては手を挙げる市町村、手を挙げない市町村があるかとございます。国からこういう制度があるから活用してくださいという案内がございまして、栃木市とすれば全て案内どおり要求をしているというような状況でございます。

○委員長（氏家 晃君） ほかにございますか。

古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 43ページの一番上なのですけれども、生活保護運営対策事業費で、令和3年から受給者の健康管理のためにレセプト資料を作るということなのですが、何人分作る予定でしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 高橋生活福祉課長。

○生活福祉課長（高橋宏樹君） 今現在、生活保護受給者が8月末現在で1,130世帯、1,384名の方が生活保護を受けておりますので、これらの方に対して全てレセプトを分析するという予定になってございます。

○委員長（氏家 晃君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） これは国のほうの指針で健康管理というか、そういうことで医療費を削減するために行っていくことなのでしょう。

○委員長（氏家 晃君） 高橋生活福祉課長。

○生活福祉課長（高橋宏樹君） 古沢委員おっしゃるとおり、これは国のほうで全福祉事務、全市町村でやりなさいということなのですからけれども、1つちょっと誤解がございますのが、医療費を削減するためということではなくて、被保護者、生活保護を受けている方の健康増進を図るためにこういった事業を行うということでございます。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 関連なのですけれども、この医療扶助分析業務というのが財源のほうを見てみると、21ページで、多分これだろうなと思うのですけれども、生活困窮者自立支援事業の中に入っているのですけれども、言ってしまうとこの43ページで上げているものは、違う、お金が入ってくるのは生活困窮者のほうで、実際使うのが生活保護者に使うというのは、そういう形で使えるのかなと思うのですけれども、そこら辺は大丈夫なのですか。

○委員長（氏家 晃君） 高橋生活福祉課長。

○生活福祉課長（高橋宏樹君） こちらについては、あくまでも予算の説明上といたしますか、これは県を通じて国のほうにも確認してございますけれども、生活困窮者自立支援事業の中で医療扶助分析業務委託料を行うということで、その予算については、説明については内海委員懸念されているようなことはございませんので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 目的外に使ってしまうと返せとかとなるので、でもそこは大丈夫なのですね。

○生活福祉課長（高橋宏樹君） はい。

○委員（内海まさかず君） 分かりました。

では、同じくなのですけれども、生活困窮者自立支援の住居確保のほうなのですが、コロナで職を失ったとか、住む場所を失った方に対しての住居確保だったと思いますけれども、その実績とどうか、どのような感じなのでしょう。

○委員長（氏家 晃君） 高橋生活福祉課長。

○生活福祉課長（高橋宏樹君） 8月末現在で80件の給付決定をいたしまして、支給額が679万100円支給しておりまして、このペースで行きますとちょっと予算が足りなくなってしまうので、今回補正増をお願いしたという次第でございます。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 結構の、800万円を増やすということは今までの倍以上になるのかなという気がするのですけれども、そのぐらいはやっぱりこれからの見通しというものはそんな感じなのですか。

○委員長（氏家 晃君） 高橋生活福祉課長。

○生活福祉課長（高橋宏樹君） 今回支給要件が大幅に緩和された一つの中で、今まではハローワークへ必ず求職申込みをしなくてはならないということがあったのですけれども、コロナの関係もございまして、感染防止ということがございまして、ハローワークへの求職申込みが支給要件から外れてしまいましたので、それに伴って申請が急増したと。それから、原則こちら3か月間の支給なのですけれども、3か月間の延長、あるいは再延長として最大9か月支給されるということもございまして、こちらの延長、再延長につきましても支給要件が同じく緩和されているということがございまして、延長、再延長の分も含めますとやはりこのくらいの予算は確保しておかないと、予算がないから支給できませんというわけにもございませぬので、ということで補正増をお願いしたいというところでございます。

○委員（内海まさかず君） 分かりました。

○委員長（氏家 晃君） ほかにございますか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 47ページで、エコスラグということで需要が減っているとかということなのですけれども、このエコスラグの用途と申しますか、それはどのようなところで使っているのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 伏木環境課主幹。

○環境課主幹（伏木広安君） エコスラグの利用につきましては、主にはアスファルト骨材で使用されております。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） 心配と申しますか、有害物質が入っているスラグがどこかの埋立てに使われたとかという話も聞いたことがありますけれども、安全性とかという点では心配はないのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 伏木環境課主幹。

○環境課主幹（伏木広安君） 熔融スラグの場合は、高温で処理した上で無害化をして処理しておりますので、害はないというふうに、検査も行っておりますので、その辺は大丈夫かと思っております。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 関連なのですけれども、さっきは一時的休止をさせていただき、あとは最終処分をするのにお金がかかるということだったので、大体月どのぐらい生産されて、どのぐらい残っていて、どのぐらい出さなければいけないのかというものを教えてください。

○委員長（氏家 晃君） 伏木環境課主幹。

○環境課主幹（伏木広安君） 熔融スラグにつきましては、月大体200トン程度の製造ができます。

月に今まではそれを賄えるぐらいの売上げがありましたけれども、ここの災害ですとか、コロナの

影響、去年の10月頃から災害の影響等がありまして、それが月に40トン程度しか売れないとか、そういう時期が続きまして、今現在ストックできる量が1,200トンまでしかストックできませんが、今在庫が1,000トンちょっとまだ残っているという状況であります。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今回最終処分に出すというのは、どのぐらいの量を予定されているのですか。

○委員長（氏家 晃君） 伏木環境課主幹。

○環境課主幹（伏木広安君） 現在見込んでおりますのが2,064トンですけども、今回の溶融ができなくなったことによって約5,100トン程度増えますので、今回増えるのが約3,000トン程度増えるのではないかなというふうに見込んでいます。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） すみません。ちょっと理解できなかったのですけれども、3,000トン増えるというものがお金を約6,000万円かけて最終処分するということでよろしいのですか。

○委員長（氏家 晃君） 伏木環境課主幹。

○環境課主幹（伏木広安君） すみません。そうです。処分量としてはこれが約3,000トン程度増えますので、ちょっと最初の説明が足りませんでした。今回この3,000トン増えることによって約9,500万円程度の処分費がかかるのですけれども、事業所のほうと協議をいたしまして、その溶融スラグを生産しないで済みますので、それに必要となる処理薬品等、そういったものが使わなくなる分、約400万円程度を事業所に負担をしていただきまして、結果的に市の負担としては5,800万円程度という形になるということでございます。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 事業所というのはどこなのでしょうか。そして、作ったものを売ってお金が入ってくるというのはどこなのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 伏木環境課主幹。

○環境課主幹（伏木広安君） 今回事業所については、運営しておりますエクシオになります。溶融スラグを販売しているのはあくまで市でありますので、販売の料金については市の歳入として入る形になります。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから議案第57号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第57号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、少々お待ちいただきたいと思います。

〔執行部退席〕

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） それでは、次に、日程第3、議案第58号 令和2年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

島田保険医療課長。

○保険医療課長（島田林治君） おはようございます。ただいまご上程いただきました議案第58号 令和2年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げますので、補正予算書の9ページをお開きください。

令和2年度栃木市の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ143万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182億5,514万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして歳出からご説明いたしますので、92、93ページをお開きください。1款1項1目、補正額143万8,000円の増額であります。説明欄、国民健康保険事務費につきましては、マイナンバーカードを活用したオンライン資格確認の開始に伴い、共同電算処理を委託しております栃木県国民健康保険団体連合会におきまして、被保険者証等の大量印刷システムの改修及び共通基盤外付けシステムを改修する必要があり、その費用を負担する必要が生じたため、委託料を補正増するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、90、91ページにお戻りください。4款1項2

目1節、補正額143万8,000円の増額であります。説明欄、社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、マイナンバーカードの活用によるオンラインシステム確認に伴い、被保険者証等の大量印刷システム及び共通基盤外付けシステム改修に係る10分の10の国庫補助金でありまして、補正増するものであります。

以上で栃木市国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、そのように決定をいたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

質疑は。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） この143万8,000円が国保団体連合会に行くということなのですけども、そこで使われるというのが、印刷だ、何か外付けだということだったのですが、その内容というのはどういうことなのでしょう。

○委員長（氏家 晃君） 島田保険医療課長。

○保険医療課長（島田林治君） システム改修の内容につきましては、大量印刷システムにつきましては、被保険者証及び高齢受給者証、被保険者資格確認証明書に係る印刷用データの修正、帳票出力、データの取り込み、CSVの出力等の改修を行うものでありまして、共通基盤外付けシステムにつきましては、被保険者番号の枝番2桁対応のため、国保総合システム改修に伴う国保連独自システムの改修になっております。現在保険証につきましては、記号3桁の番号6桁で世帯を表している状況なのですが、マイナンバーシステムにつきましてはあくまで個人識別ということがありますので、番号の末尾に2桁の枝番を付番して個人識別することになりますので、その関係のシステムということです。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 大量印刷システムと共通基盤外付けという、大量印刷というのは今までもやっているわけだからできるのではないかなと思うのですが、改めて必要だというのは、マイナンバーによる付加作業をしなければいけないということなのですか。

○委員長（氏家 晃君） 島田保険医療課長。

○保険医療課長（島田林治君） そのとおりでございます。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） 保険者証とリンクといいますか、そういうことだと思うのですけれども、マイナンバーカードが保険者証として使えるということの理解でいいのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 島田保険医療課長。

○保険医療課長（島田林治君） 国は、マイナンバーカードを利用して保険者証にするということで、マイナンバーカードが保険証の代わりになるということでございます。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今の話だと、マイナンバーがないと保険者証はもらえないということですか。

○委員長（氏家 晃君） 島田保険医療課長。

○保険医療課長（島田林治君） そういうことではなくて、国のほうとしましては、マイナンバーカードがその保険証に代わるものということで、将来的には保険証ではなくて全てマイナンバーカードで使用するということだそうです。

○委員長（氏家 晃君） ほかに。

川上委員。

○委員（川上 均君） ちょっと参考までにお聞きしたいのですけれども、10万円の特例給付金とこのマイナンバーカードということで、銀行口座との関連づけということがされたと思うのですけれども、それは実際に栃木市でも関連づけは行われたのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 橘生活環境部長。

○生活環境部長（橘 唯弘君） 今回の給付につきましては、特にリンクさせていませんが、将来的には給付が必要な場合にはマイナンバーカードに付随したそういう口座に振り込めるような形を国は今検討しているというふうに理解しております。

以上です。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 私は、国民健康保険特別会計に対して反対の立場から討論を行います。

今回は、マイナンバーを推進させるために国民健康保険、国保というものを利用しているということで、マイナンバーは持ちたい人は持ってもいいものです。持たなくてもいい人は持たなくてもいいので、国の方針というものと法が意図しているものとの乖離があると思いますので、私はこの案に反対をいたします。

○委員長（氏家 晃君） ほかに討論はありませんか。

川上委員。

○委員（川上 均君） マイナンバーカードが保険証の代わりになるという、そういう利便性の向上ということだとは思うのですけれども、やはり国の意図というのが、先ほど貯金通帳のひもづけという点が将来的にも予想されるとか、いろいろ国民の今まで個人のものだったものが全部国との関連づけといたしますか、そういうものがされてしまう可能性が非常に高いのではないかというふうに思います。先ほど申し上げた貯金通帳のひもづけも総務大臣でしたっけ、強制的にひもづけを行うみたいなことを発言をしていますので、やはりこれも非常に危惧されるのではないかなというふうに思いますので、国の全額の仕事で市はそれに従わなくてはならないということなのですから、やはりそういった問題点を指摘するというので、反対を表明したいと思います。

○委員長（氏家 晃君） ほかに討論。

古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 私は賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

もちろん国も十分にいろんなことを精査して行っていくことは当然だと思います。今回災害、またコロナ、こういうときにもやはりこういうシステムというものは大変重要になってくると思いますので、栃木市にとっても国の動向を見極めて進めていくべきだと思います。

○委員長（氏家 晃君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第58号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

賛成	浅野貴之	小平啓佑	古沢ちい子	千葉正弘
反対	川上 均	内海まさかず		

○委員長（氏家 晃君） 起立多数であります。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（氏家 晃君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、正副委員長にご一任を願います。

これをもちまして、民生常任委員会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

（午前 9時51分）